



# 熊本県公報

号外 第12号  
令和7年(2025年)  
3月28日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 規 則

- 知事の保有する保有個人情報の開示等に関する規則の一部を改正する規則…………… (県政情報文書課) 1
- 熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… (デジタル戦略推進課) 1
- 熊本県会計規則の一部を改正する規則…………… (会計課) 2

## 規 則

知事の保有する保有個人情報の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和7年3月28日

熊本県知事 木 村 敬

### 熊本県規則第3号

知事の保有する保有個人情報の開示等に関する規則の一部を改正する規則  
知事の保有する保有個人情報の開示等に関する規則(令和5年熊本県規則第6号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「健康保険被保険者証」及び「、健康保険の被保険者証」を削り、「資格を証明する書類(開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。)」を」の次に「提示し、又は」を加える。

別記第15号様式中「健康保険被保険者証」及び「、健康保険の被保険者証」を削り、「資格を証明する書類(訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。)」を」の次に「提示し、又は」を加える。

別記第23号様式中「健康保険被保険者証」及び「、健康保険の被保険者証」を削り、「法定代理人による」を「代理人による」に改め、「資格を証明する書類(利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。)」を」の次に「提示し、又は」を加える。

### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の知事の保有する保有個人情報の開示等に関する規則の規定により提出されている請求書その他の書類は、改正後の知事の保有する保有個人情報の開示等に関する規則の規定により提出された請求書その他の書類とみなす。

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

熊本県知事 木 村 敬

### 熊本県規則第4号

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則(平成27年熊本県規則第48号)の一部を次のように改正する。

第5条第6号の2及び第11号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

第15条第2号中「第16条第4項」を「第16条第5項」に、「第29条第8項」を「第29条第9項」に改め、同条第9項に改め、同条第3号中「第29条第8項」を「第29条第9項」に改め、同条第8号中「第29条第7項」を「第29条第8項」に改める。

第22条第1号イ中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和7年3月28日

熊本県知事 木 村 敬

**熊本県規則第5号**

熊本県会計規則の一部を改正する規則  
熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）の一部を次のように改正する。  
第89条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

別表第5中「精神保健福祉次長  
センター」を

精神保健福祉センター	次長
こども総合療育センター	医事・総務課長

に、

「警察署（会計課を置くものを除く。）副署長」

を

警察署（総務・会計課を置くものに限る。）	総務・会計課長
警察署（会計課又は総務・会計課を置くものを除く。）	副署長

に改める。

**附 則**

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第5の改正規定（警察署（会計課を置くものを除く。）の項を改める部分に限る。）は、令和7年3月31日から施行する。